印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱

平成13年 4月 1日制定 平成23年 5月11日改正 平成27年 4月 1日改正 平成28年 6月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部(以下「水道企業部」という。)の発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「水道企業部発注工事」という。)の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 建設業者

法第3条第1項の許可(同条第3項の規定による許可の更新を含む。)を受けて建 設業を営む者をいう。

(2) 特定建設業者

法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可(同条第3項の規定による許可の更新を含む。)を受けた者をいう。

(3) 指定建設業

法第15条第1項第2号に規定する指定建設業をいう。

(4) 元請業者

下請契約におけるすべての注文者をいう。

(5) 下請業者

下請契約におけるすべての請負人をいう。

(6) 主任技術者

法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。

(7) 監理技術者

法26条第2項に規定する監理技術者をいう。

(8) 専門技術者

法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

(9) 公共工事

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)第2条第2項に規定する公共工事をいう。

(10) 管理者

印旛郡市広域市町村圏事務組合規約第9条に規定する者をいう。

(11) 主務課長等

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部組織規程(昭和56年12月25日規程第1号)。 以下「組織規程」という。)第2条第1項に規定する課の長及び同条第2項に規定する 出先機関の長をいう。

(合理的な請負契約の締結)

- 第3条 水道企業部と建設業を営む者との間における請負契約は、少なくとも法第19条 各号に掲げる事項が記載された書面により締結しなければならない。
- 2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款(昭和52 年4月26日中央建設業審議会勧告)又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書 により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請の禁止等)

- 第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするを問わず一 括して他人に請け負わせてはならない。
- 2 前項の規定は、公共工事を除き、元請業者があらかじめ発注者の書面による承諾を 得た場合には適用しない。この場合においても一括して他人に請け負わせることは極 力さけるものとする。
- 3 建設業者は、不必要な重層下請を行わないこと。

(下請契約の締結の制限)

- 第5条 特定建設業者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工 するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。
 - (1) 下請代金の額が1件4,000万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、6,000万円以上)となる下請契約
 - (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が4,000万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施

工する場合にあっては、6,000万円以上)である下請契約

- 2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外 の者と下請契約を締結してはならない。
 - (1) 建築一式工事にあっては、工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事 又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事
 - (2) 建築一式工事以外の工事にあっては、工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

(技術者の適正な配置)

- 第6条 建設工事の適正な施工を確保するため、建設業者はその請け負った建設工事を 施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わ なければならない。
- 2 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結 した下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事を 施工する場合にあっては、6,000万円以上)になる場合においては、前項の規定にかか わらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければ ならない。
- 3 建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「政令」という。)第27条に定める建設工事においては、前二項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。
 - この場合、当該技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、 常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事するものとする。
- 4 水道企業部発注工事においては、前項に定める専任の監理技術者は、法第27条の18 第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を 受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。

(元請業者の義務)

- 第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の 不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなけれ ばならない。
 - (1) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を聞くこと。
 - (2) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工

- 事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- (3) 元請業者は、下請契約の締結後自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した 建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを 下請業者に購入させてその利益を害しないこと。
- (4) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けた ときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその 完成を確認するための検査を完了すること。
- (5) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。
- (6) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (7) 発注者から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この要綱に定める事項を遵守するように指導に努めること。 (下請代金の支払条件)
- 第8条 下請契約における下請代金の支払においては、元請業者と発注者との間の請負契約における支払条件とかかわりなく、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 元請業者は、前金払の支払を受けたときは、下請業者に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前金払として支払うよう努めること。 特に公共工事においては、発注者から現金で前金払がなされるので、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払するように努めること。
 - (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
 - (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約(下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。) における下請代金は、前条第5号の申し出の日(同号の特約がされている場合にあっては、その一定の日)から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内

において支払うこと。

- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。
- (6) 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。

(下請業者の選定)

第9条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、少なくとも別表第1に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

(施工体制の把握)

- 第9条の2 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額)が4,000万円以上(建築一式工事にあっては6,000万円以上)になるときは、施工体制台帳(様式第1号又はこれに準ずるもの)及び施工体系図(様式第3号又はこれに準ずるもの)を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。
- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書(様式第2号又はこれに準ずるもの)を作成し、 前項の特定建設業者に通知しなければならない。
- 3 第1項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、公共工事にあっては発注者に提出し、公共工事以外にあっては発注者から請求があったと

きは、その発注者の閲覧に供しなければならない。

- 4 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者の見やすい場所 及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 5 公共工事についての第1項,第2項及び第4項の規定の適用については,これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と,第1項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上ある時は,それらの請負代金の額の総額)が4,000万円以上(建築一式工事にあっては6,000万円以上)になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。
- 6 第1項の規定により、作成建設業者(施工体制台帳を作成しなければならない特定 建設業者及び前項の規定により施工体制台帳を作成しなければならない建設業者をい う。以下、同じ。)は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に 対し、様式第4号又はこれに準ずる様式により通知を行わなければならない。
- 7 第2項及び第5項の規定による下請負人は、遅滞なく、その請け負った建設工事を 請け負わせた下請負人に対し、様式第5号又はこれに準ずる様式により通知を行わな ければならない。

(雇用条件等の改善)

- 第10条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表第2に定める事項について措置するものとする。
- 2 水道企業部から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等 に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正 な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるす べての下請業者が前項の措置を講ずるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。
- 3 水道企業部から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は前項の指導、助言 その他の援助に関して協力するものとする。

(水道企業部発注工事における届出等)

- 第11条 水道企業部発注工事を直接請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者 に請け負わせたときは、下請業者との請負契約締結後2週間以内に下請業者選定通知 書(様式第6号)により施工体制台帳及び施工体系図を主務課長等に提出しなければ ならない。
- 2 水道企業部発注工事を直接請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、水道企業部との請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等

- 選任通知書(様式第7号)を主務課長等に届け出なければならない。現場代理人又は専門技術者を選任したときも同様とする。
- 3 前二項の届出事項に変更があったとき、当該建設業者は、2週間以内に主務課長等に届け出なければならない。(様式第8号又は様式第9号)

(主務課長等の措置)

- 第12条 主務課長等は、前条第1項の提出があったときは、「公共工事の入札及び契約の 適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る印旛郡市広域市町村圏事務組合水道 用水供給事業入札・契約事務運用マニュアル」(平成13年4月1日施行)の規定に基づ く施工体制等点検表により点検しなければならない。
- 2 主務課長等は、前項の点検のほか、水道企業部発注工事について入札契約適正化法 第11条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、その状況について調査しな ければならない。
- 3 主務課長等は、前二項の点検及び調査の結果を速やかに点検等報告書(様式第10号) により水道企業部長を経由し、管理者に報告しなければならない。ただし、請負代金 が2,500 万円未満の工事については、点検事項に不適正又は一部不適正がある場合に のみ報告するものとする。

(監督職員等)

- 第13条 主務課長等は、水道企業部発注工事の施工状況等を監督する者(以下「監督職員」という。)を定め、速やかに当該工事を直接請け負った建設業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。(様式第11号)
- 2 主務課長等は、必要に応じ、監督職員に対し工事現場状況等報告書(様式第12号) の提出を求めることができる。

(不正事実の申告)

- 第14条 建設業を営む者にこの要綱に違反する事実があるときは、その利害関係人は、 管理者に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。 (指導勧告等)
- 第15条 管理者は、この要綱に違反した建設業者等に対し必要があると認められるときは、法第41条第1項の規定による指導、助言及び勧告を行うことができる。
- 2 水道企業部の入札参加資格業者が前項の規定による指導若しくは勧告に従わないと き、又は第11条に規定する届出等に虚偽の記載等があったときは、水道企業部発注工 事の指名の際に考慮するものとする。

(建設工事に関する紛争相談)

第16条 建設工事の請負契約に関する紛争相談を処理するために設置された千葉県の建 設工事紛争相談所に相談するよう指導するものとする。

附則

- この要綱は、平成13年4月1日から施行し、同日以降発注された建設工事に適用する。 附 則
- この要綱は、平成23年5月11日から施行し、同日以降発注された建設工事に適用する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降発注された建設工事に適用する。 附 則
- この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働 条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しているものにあっては、 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に 違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規 則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

別表第2(第10条関係)

〈雇用・労働条件の改善〉

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の 建設労働者を使用する者にあっては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署 に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には 十分配慮すること。

〈安全・衛生の確保〉

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設 工事を請け負った建設業者に報告すること。

〈社会保険の加入〉

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を適正に納付すること。 なお、健康保険・厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健 康保険・国民年金に加入するよう指導に努めること。

〈福祉の充実〉

- (9) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (10) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金 基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働 者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (11) 常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。なお、その他の建設労働者に対しても、健康診断を行うよう努めること。

〈福利厚生施設の整備〉

- (12) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保 に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守するこ と。
- (13) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設(食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等)の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

〈技術及び技能の向上〉

(14) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

〈適正な雇用管理〉

(15) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

- (16) 建設労働者の募集は適法に行うこと。
- (17) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

〈その他〉

(18) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

施工体制台帳

[会社名]									_
[事業所名]									
							1		_
	許可業	美 種		午 可	番号		許可	(更新) 年月日
建設業の許可		工事業	大臣 特定 知事 一般	元	第	号		年	月 日
		工事業	大臣 特定 知事 一般		第	号		年	月 日
工事名称									
工 事名 称 び 工 事 内容									
発注者名 及 住 所									
工期	自	年 月	日	契	約日		年	月	月
	至	年 月	日						
	区 分	名			称	住			所
契 約 営業所	元請契約								
	下請契約								
				1					
	保険加入	健康保険		厚生年金保険				保険	
	の有無	加入 適別	未加入 用除外		加入 適用[未加入 除外		加入 適用	未加入 除外
健康保険等 の加入状況		区分	営業所の	2名称	健康保		享 生年金		雇用保険
	事業所 整理記号等	元請契約							
		下請契約							
発注者の				権限	及び意見				
監督員名				申出	方法				
監督員名					及び意見 占 方 法				
現 場				権限	ファビー 及び意見 1 方 法				
監理技術者名 主任技術者名	専 任 非専任				各内容				
専 門 技術者名	71 4 12			専技術	門 者 名				
資格内容					格内容				
担 当 工事内容				担 工	事内容				
外国人建設就 従事の状況(有 無	 _		人技能実 すの状況(有	無

《下請負人に	関する事項》							
会 社 名			代表	者名				
住 所				_				
工 事名 称 及 工 事内容								
工期	自 至	年 月 日	契業	勺 日		年	月	日
	施工に必要な		許可	番号		許可(]	更新)年	月日
建設業の許 可		≒. ↔	f定 一般	第	号	4	年 月	日
		中 六	宇定 一般	第	号	4	年 月	目
	保険加入	健康保険		厚生年金	金保険	j	雇用保険	
健康保険等	の有無	加入 未加力 適用除外		加入適用隊	未加入 余外	加力	人 未加 適用除外]入
の加入状況	事業所	営業所の名称	健康位	呆険	厚生年	金保険	雇用	保険
	整理記号等							
現場代理人名	名		安全衛	生責任	者名			
権限及び	Ţ,		ł 	生推進				
■ 意見申出力 主任技術者	東		ł 	理責任者				
資格内須	非导 任		ł 	技術者				
X III 7			<u> </u>	資格内容				
				当工事内				
			12		4.2FL			
外国人建設就会 従事の状況(を		有 無	外国人技 従事の	发能実習 状況(有	生の 無)	有	無	

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変 更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金 の額に係る部分を除く)

・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当 該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者で あることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建 設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

再下請負通知書

直 近 上 位 注 文 者 名_							
			【報告下請負	【業者】			
			住 所				
元請名称			A 41 6				
			」 会社名				
《自社に関う	よる事項》		代表者名				
工事名称							
及 び 工 事 内 容							
	自	年 月 日	注文者との		左		п
工期	至	年 月 日	契 約 日		年	月	日
					<u></u>		
7字 = 型 ***	施工に必要な		許 可 番 号		許可(身	更新) 年月 ————	日
建設業の 許 可			f定 第一般	号	白	戶 月	日
		# #	f定 f般	号	有	E 月	日
					_		
	保険加入	健康保険	厚生年			星用保険	
健康保険等	の有無	加入 未加入 適用除外	、 加入 適用[、 未加入 適用除外	
の加入状況	事業所	営業所の名称	健康保険	厚生年金	金保険	雇用保	険
	整理記号等						
					ļ		
監督員	名		安全衛生責任	者名			
権限及7			安全衛生推進	者名			
意見申出			屋田管理書任	老夕			
現場代理人名 権限及び			雇用管理責任者名				
意見申出	方法		┃ 専門技術者	省 名			
主任技術者	主任技術者名 専任 背専任 資格内容						
資 格 内	容		担当工事	内容			
	I			.			
		有 無	外国人技能実習 従事の状況(有		有	無	

会 社 名		17 1 113 315		表者名	97111			
住 所電話番号			•					
工 事 名 称 び 工 事 内容								
工期	自至	年 月 年 月	契	約 日		年	月	日
	施工に必要な			可 番 号		許可(列	更新)	年月日
建 設 業 可			∳定 −般	第	号	4	丰	月 日
		出, 士	b定 一般	第	号	4	丰	月 日
		/s+s, ++ /□ p∧		G N. F	Λ /Π PΛ	,	≕	1.17
	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加力	厚生年金保険 加入 未加入		雇用保険 加入 未加入			
健康保険等	45.H w	適用除外	適用除外		余外		適用除	
の加入状況	事業所	営業所の名称	傾	康保険	厚生年	三金保険	雇	用保険
	整理記号等							
現場代理人	々		安	全衛生責任	考夕			
権限及(ł					
意見申出る	亩 バ.		-	全衛生推進				
主任技術者	名 非専任		雇	用管理責任	者名			
資格内容	內容			専門技術者	名			
				資格内容	容			
				担当工事に	内容			
外国人建設就 従事の状況(有 無	外国従事	人技能実習 季の状況(有	生の無)	有	——— 無	

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

施 工 体 系 図

工事の	の名称				
_	邯	自	年	月	日
	上 朔	至	年	月	日
発注者の商号, 名称又は氏名					

	商号又は名称	商号又は名称
	契約業者所在地区分 県内 ・ 県外	契約業者所在地区分 県内 ・ 県外
	工事の内容	工事の内容
_	工期	工期
	主任技術者名	主任技術者名
	専門技術者 氏 名	専門技術者 氏 名
	建設工事の内容	建設工事の内容
	商号又は名称	
元請負人の商号又は名称	契約業者所在地区分 県内・ 県外	
契約業者所在地区分 県内 · 県外	工事の内容	
監理技術者又は主任技術者	工期	
_{車間共後者} 氏 名	主任技術者名	商号又は名称
専門技術者 建設工事の内容	_{声明壮街} 氏 名	契約業者所在地区分 県内・県外
	専門技術者 建設工事の内容	工期
		主任技術者名
	商号又は名称	_{東明共作者} 氏 名
	契約業者所在地区分 県内・ 県外	専門技術者 建設工事の内容
	工事の内容	
	工期	商号又は名称
<u> </u>	主任技術者名	契約業者所在地区分 県内・県外
	_{声明壮/红老} 氏 名	工事の内容
	専門技術者 建設工事の内容	工期
		主任技術者名
※契約業者所在地区分:該当する方に○を付けてください。		- E
		専門技術者 建設工事の内容

年 月 日

(下請負人) 様

作成(特定)*建設業者の住所 商号又は名称 代表者名

(EII)

通 知 書

工事の名称	7					
工期	年	月	日~	年	月	П

私は、上記工事に関し、建設業法第24条の7第1項 * 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項

の規定により施工体制台帳を作成する(特定)*建設業者に該当することとなったので、 建設業法施行規則第14条の3第1項の規定により、下記のとおり通知します。

1 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

/たよ7キ=1L *** *** か	
作成建設業有の	
商号又は名称	
11.3 \$ \$ 41.5 1.7	

2 あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、

建設業法第24条の7第2項 * 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項

の規定によ

り再下請負通知を行わなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は、以下のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

(注)*印欄は、不要なものを消して使用すること。

(再下請負通知人の下請負人) 様

再下請負通知人の 住所 商号又は名称 代表者名

印

通 知 書

工事の	名称						
エ	期	年	月	日~	年	月	日

私は、上記工事に関し、建設業法第24条の7第2項 * 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により再下請負通知人に該当することとなったので、建設業法施行規則第14条の4第2項の規定により、下記のとおり通知します。

1 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	

2 あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、

建設業法第24条の7第2項 * 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項

の規定により再

下請負通知を行わなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は、以下のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

(注)*印欄は、不要なものを消して使用すること。

下請業者選定通知書

玍	月	F
_	Л	-

様

住所 商号又は名称 代表者名 電話番号

1.	工 事	名						
2.	エ	期	年	月	日~	年	月	日
3.	請負代金	 g額			円			

上記建設工事の一部を請け負った下請業者については、次のとおりですので、印旛郡市広域 市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱第11条第1項の規定並びに建設工 事請負契約約款第7条第1項の規定により提出します。

	下請に附した		下請業者	之 目		下請区分
注文者名		商号又は名称 代表者氏名	住 所電話番号	許可番号	許可業種	第1第2 下請等の 区 分
						-

※添付書類

施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知書の写し並びにこれら書類に係る添付書類

年 月 日

(印)

様

住所 商号又は名称 代表者名 電話番号

主任技術者等選任通知書

このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に関し、下記の者を 選任したので印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱第11条 第2項の規定並びに建設工事請負契約約款第11条第1項の規定により通知します。

記

	現場代理人	主任技術者 監理技術者	専門技術者
氏 名			
現住所			
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資 格			
貝 俗			
選任日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※ 添付書類

- (1)主任技術者、監理技術者及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。
- (2) 専任技術者一覧表 (別添様式又は任意に作成した一覧表による)
- (注) 1 主任技術者、監理技術者の欄は、区分に応じて一方を抹消すること。
 - 2 監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。

建設業許可における専任技術者は、営業所に常勤している必要があるため、現場への 専任を求められる工事(※)における主任技術者・監理技術者として配置することはでき ません。(建設業法第7条第2号、第26条第3項,建設業法施行令第27条)

※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円以上)となる工事

専任技術者一覧表

年 月 日現在

営業所の名称	専任技術者の氏名	担当業種

下請業者変更届

白	<u> </u>	\Box	
Ή	₽-	月	F

様

住所 商号又は名称 代表者名 電話番号

1.	工	事 名						
2.	エ	期	年	月	日~	年	月	日
3.	請負	弋金額			P.]		

上記建設工事に関し、 年 月 日付けで通知した下請業者について、次のとおり変更したので印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱第11条第3項の規定並びに建設工事請負契約約款第7条第2項により届出します。

	区分	変	更前	変 更 後 (追加を含む)	変更	前	変 更 後 (追加を含む)
注	文 者 名						
	二附した工事の 又 は 範 囲						
下	商号又は名称 代表者氏名						
請	所 在 地 電話番号						
業	許可番号						
者	許可業種						
下 請 区 分							
~	更 日		年	月 日	年	E J	月 日

※添付書類

施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知書の写し並びにこれら書類に係る添付書類

年 月 日

様

住所 商号又は名称 代表者名 印 電話番号

変 更 通 知 書

年 月 日契約に係る 工事に関し、 年 月 日付けで通知した について、下記のとおり変更しましたので、印旛郡市広域市町村 圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱第11条第3項の規定並びに建設工事請 負契約約款第11条第2項の規定により通知します。

記

	変	更	前			3	変	〔 後		
氏 名										
現住所										
生年月日		年	月	日			年		月	日
資 格										
変更日			年	J	1	目				

年 月 日

様

主務課長

点検等報告書

下記工事について点検等をしたところ別添のとおりでしたので、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱第12条第3項の規定により報告します。

記

工 事 名						
請 負 業 者 名 (商号又は名称)						
本店又は営業所 所 在 地						
契 約 年 月 日		年	月		日	
契 約 金 額						円
工期	年	月	日~	年	月	日

別 添

点 検 等 年 月 日	年 月 日
1. 点検事項	点検結果(該当事項に○をする)
(1)施工体制台帳の整備状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(2)下請契約書	イ. 建設工事標準下請契約約款を使用 ロ. 同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約 約款を使用 ハ. その他
(3)一括下請又は不必要な重層下請	イ. 疑いがない ロ. 疑いがある
(4)標識等の掲示	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(5)施工体制及び施工体系図の確認	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(6)監理(主任)技術者の配置状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(7)下請業者の使用状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
2. その他の事項	(具体的に記入)
(不適正等の内容)	
(指導状況)	

監督職員選任通知書

年 月 日

様

主務課長

1.	工	事 名						
2.	工	期	年	月	日~	年	月	日
3.	契	約金額				円		

上記建設工事に関し、次の者を監督職員として選任したので、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱第13条第1項の規定により通知します。

	総括監督員	主任監督員	監 督 員
職名			
氏 名			
選任日	年 月 日	年 月 日	年 月 日 年 月 日

工事現場状況等報告書

年 月 日

様

下記建設工事現場の状況については、別添のとおりでしたので、印旛郡市広域市町村圏 事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱第13条第2項の規定により報告します。

記

工 事 名	
施工箇所	
請 負 業 者 名 (商号又は名称)	
本店又は営業所 所 在 地	
契 約 金 額	円 契約年月日 年 月 日
工期	年 月 日~ 年 月 日

別 添

	確認日	年 月 日					
確認事項	現場代理人	氏 名					
	主任技術者 又は 監理技術者	氏 名	会社の名称	氏 名	会社の名称		
	専門技術者						
	当該工事施 工 者	工事の種別	会社の名称	工事の種別	会社の名称		
(備考)							

- (注) 1 「主任技術者又は監理技術者」「専門技術者」欄には、確認当日実際に技術 管理を行っている者を記載すること。
 - 2 「当該工事施工者」欄には確認当日実際に工事を施工していた者を記載すること。